

10 歴史的風土保存区域における行為制限

令和8年4月1日現在

根拠法令	古都における歴史的風土の保存に関する特別 置法(第7条、第9条等) 明日香村における歴史的風土の保存及び生活 境の整備等に関する特別措置法	担当課 担当係	景観・自然環境課 景観・屋外広告係 0742-27-8756														
制度の概要	歴史的風土保存区域内等で、建築物の新築等歴史的風土の保存に影響 を与える一定の行為を行う場合は、当該行為地の市町村長の許可を受け 又は市町村長に届けなければならない。																
目的	わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後 代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国 等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資すると ともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。																
対象地域	歴史的風土特別保存地区（明日香村の区域にあっては、さらに第1種 歴史的風土保存地区及び第2種歴史的風土保存地区に分かれる。）及び 歴史的風土保存区域 <table><tr><th>区 分</th><th>概 要</th><th>指 定 市 町 村</th></tr><tr><td>歴史的風土 保存区域</td><td>歴史上重要な意義を有する建造物・遺跡等が周辺の自然環境と一体 をなして古都における伝統と文化を具現・形成している区域</td><td>奈良市・天理市 橿原市・桜井市 斑鳩町</td></tr><tr><td>歴史的風土 特別保存地区</td><td>歴史的風土保存区域の中で特に重要な地区</td><td>奈良市・天理市 橿原市・桜井市 斑鳩町</td></tr><tr><td>第1種歴史的風土保存地区</td><td>明日香村における歴史的風土特別保存地区の中で、特に重要な地区</td><td rowspan="2">明 日 香 村</td></tr><tr><td>第2種歴史的風土保存地区</td><td>第1種歴史的風土保存地区を除く明日香村全域</td></tr></table>			区 分	概 要	指 定 市 町 村	歴史的風土 保存区域	歴史上重要な意義を有する建造物・遺跡等が周辺の自然環境と一体 をなして古都における伝統と文化を具現・形成している区域	奈良市・天理市 橿原市・桜井市 斑鳩町	歴史的風土 特別保存地区	歴史的風土保存区域の中で特に重要な地区	奈良市・天理市 橿原市・桜井市 斑鳩町	第1種歴史的風土保存地区	明日香村における歴史的風土特別保存地区の中で、特に重要な地区	明 日 香 村	第2種歴史的風土保存地区	第1種歴史的風土保存地区を除く明日香村全域
区 分	概 要	指 定 市 町 村															
歴史的風土 保存区域	歴史上重要な意義を有する建造物・遺跡等が周辺の自然環境と一体 をなして古都における伝統と文化を具現・形成している区域	奈良市・天理市 橿原市・桜井市 斑鳩町															
歴史的風土 特別保存地区	歴史的風土保存区域の中で特に重要な地区	奈良市・天理市 橿原市・桜井市 斑鳩町															
第1種歴史的風土保存地区	明日香村における歴史的風土特別保存地区の中で、特に重要な地区	明 日 香 村															
第2種歴史的風土保存地区	第1種歴史的風土保存地区を除く明日香村全域																
規制内容	1 歴史的風土特別保存地区において許可を要する行為 (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採 (4) 土石の類の採取 (5) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (6) 屋外広告物の表示又は掲出 (7) その他歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令 で定めるもの（①水面の埋立て又は干拓、②屋外における土石、廃 棄物又は再生資源の堆積） 但し、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの 及び非常災害のための必要な応急措置等については許可は不要 2 歴史的風土保存区域において届出を要する行為 (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採 (4) 土石の類の採取 (5) その他歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令 で定めるもの（①水面の埋立て又は干拓、②屋外における土石、廃 棄物又は再生資源の堆積） 但し、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの 及び非常災害のための必要な応急措置等については届出は不要																

許可等の基準	1 歴史的風土特別保存地区 市町村は、政令で定める基準に適合しないものについては許可をしてはならない。許可の基準は、例えば、農業等の用に供するために必要な作業小屋等の新築については高さが5mを超えず、床面積が30㎡を超えず、かつ、形態及び意匠が周辺の歴史的風土と著しく不調和でないこと等相当厳格なものとされている。 2 歴史的風土保存区域 (1) 風致地区と重複している地域 風致地区の許可申請書の提出をもって届出書の提出があったものとする。 (2) 風致地区と重複していない地域（奈良市平城宮跡保存区域の一部（法華寺周辺）及び橿原市大和三山保存区域の一部（南山町付近））は届出で足りるが、市町村は歴史的風土の保存のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し必要な助言又は勧告をすることができる。						
手続のフロー図	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法等の規定による許可申請等 <table border="1" data-bbox="391 772 1181 1870"> <thead> <tr> <th data-bbox="391 772 802 869">申請者等</th><th data-bbox="802 772 1181 869">市 町 村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="391 869 802 1438"> 1 歴史的風土特別保存地区における許可の場合 許可申請書 提出 受 理 審 査 許 可 許可通知 </td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="391 1438 802 1870"> 2 歴史的風土保存区域における届出の場合 届 出 書 提出 受 理 助言・勧告 受理通知 </td></tr> </tbody> </table>	申請者等	市 町 村	1 歴史的風土特別保存地区における許可の場合 許可申請書 提出 受 理 審 査 許 可 許可通知		2 歴史的風土保存区域における届出の場合 届 出 書 提出 受 理 助言・勧告 受理通知	
申請者等	市 町 村						
1 歴史的風土特別保存地区における許可の場合 許可申請書 提出 受 理 審 査 許 可 許可通知							
2 歴史的風土保存区域における届出の場合 届 出 書 提出 受 理 助言・勧告 受理通知							